

南あわじ市産業廃棄物最終処分

受入基準の変更 (お知らせ)

**令和3年10月1日から
受入基準が変わります。**

建設廃材については、工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた瓦、スレート及びこれに類する不要物は受入を許可するものとし、無筋・鉄筋コンクリート殻、アスファルト殻、コンクリート製品くず、セメント・モルタルくず、レンガ等は**受入廃止**となります。また、土砂については、処分場における年間受入量を5,000t(令和3年度に限り、**2,500t**)までとし、所定の数量を超えた時点で受入廃止になります。

建設廃材及び土砂のその他の項目については、利用申し込み時に環境課に相談ください。

南あわじ市役所環境課

TEL 0799-43-5214

FAX 0799-43-5314